

(目的)

第1条 この要綱は、海外友好都市との友好親善活動等(以下「友好親善活動等」という。)を推進し、ひいては地域の多文化共生が行われるような市民の活発な交流及び相互理解を促進することを目的として本市が行う国際親善事業(以下「国際親善事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(国際親善事業)

第2条 国際親善事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市及び海外友好都市の青少年の相互訪問等、青少年の国際交流の推進
- (2) 市民が主体となつて行う友好親善活動等を促進するための環境の整備
- (3) 友好親善活動等に関する普及及び啓発
- (4) 友好親善活動等に関する企業、国、神奈川県等との連携及び協力
- (5) 友好親善活動等に関する市民、団体等との連携及び協力
- (6) その他友好親善活動等に関すること。

(事業実施の委託)

第3条 市長は、前条第1号に掲げる国際親善事業を、市民、国際交流を推進するもの等によって組織されるやまと国際親善委員会に委託することにより実施する。

(遵守事項)

第4条 前条のやまと国際親善委員会を組織するものは、個人情報の保護に万全を期すべきものとし、前条の規定により実施する国際親善事業に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(市民主導への促進)

第5条 市長は、国際親善事業について、市民が主導する国際交流への移行を促進するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。